平成２９年（フ）第１３７号
北海道苫小牧市豊川町２丁目３番20号　ワーカーズコーポ豊川
債務者　木下　敬夫
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第５７号
青森県北津軽郡板柳町大字滝井字川崎49番地
債務者　北畠　裕樹
1　決定年月日時　平成29年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
福井県敦賀市三島町２丁目14番17号、前住所福井県三方上中郡若狭町気山第116号22番地の１
債務者　中川　　清
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２９年（フ）第１８３号
長野県松本市大字中山5714番地
債務者　山口ゆう子（旧姓下里）
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３２号
兵庫県洲本市由良町由良230番地　ハーバーマンション101号、前住所兵庫県洲本市上加茂158番地８　プランドールⅢ203号
債務者　渡　　智之
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０３号
鳥取県鳥取市賀露町西３丁目１番８号　シャングリラ賀露203号、旧住所鳥取県鳥取市気高町酒津416番地
債務者　村上　明美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６５号
広島県尾道市因島原町1086番地
債務者　山本　浩生
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２２８号
愛媛県松山市古三津６丁目６―31　鈴木マンション503号、住民票上の住所愛媛県松山市古三津３丁目26番５号　古三津団地５棟10号
債務者　氏原　浩典
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４５号
愛媛県松山市堀江町2042番地
債務者　伊藤　正雄
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１２号
佐賀市白山１丁目５番24号　ラテールマンション202号
債務者　田浦　浩一
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
佐賀市白山１丁目５番24号　ラテールマンション202号
債務者　田浦真由美
1　決定年月日時　平成29年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９８号
大分県別府市石垣東６丁目６番13―501号　田渕コーポⅢ
債務者　後藤圭二郎
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３２２号
宮崎市佐土原町上田島4054番地
債務者　籾木みな美
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３２５号
宮崎市西高松町１番15号　第二山田アパート202号
債務者　野﨑スミ子
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１６号
福島県田村市船引町荒和田字清水内88番地
債務者　佐藤　文香（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
福島県郡山市八山田４丁目24番地　２―１―104
債務者　佐藤　福子
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係